

## 大規模災害に伴う交通規制実施要領の制定について（例規通達）

（平成25年2月26日）

（栃交規第1号、栃備二第1号）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の規定に基づく緊急通行車両等の確認事務、交通規制の対象から除外する車両の一部の事前届出事務等について、別添のとおり「大規模災害に伴う交通規制実施要領」を定め、平成25年2月26日から実施することとしたので、適正な運用を図られたい。

なお、「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領の基準及び災害時における緊急通行車両の確認事務取扱要領の制定について」（平成20年5月28日付け栃交規第242号等）、「災害時における交通管理要領の制定について」（平成9年1月7日付け栃交規第1号等）及び「災害時における規制対象除外車両事務取扱要領の制定について」（平成9年1月7日付け栃交規第3号）は、廃止する。

### 別添

## 大規模災害に伴う交通規制実施要領

### 第1 目的

この要領は、今後の大規模災害発生時の交通対策に万全を期すため、阪神淡路大震災及び東日本大震災における対応を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「災対法」という。）第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認等について、栃木県公安委員会が行うべき事務処理等の要領について定めることを目的とする。

### 第2 大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ

#### 1 総論

##### (1) 基本的な考え方

ア 大規模災害発生直後は、人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・イン

フラ関係、負傷者搬送等に要する人員・物資輸送を優先する。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて順次縮小する。

ウ 通行を認める車両の範囲も、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ順次拡大する。

## (2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

緊急交通路の通行を認めることとなる車両については、下記のとおり分類する。

### ア 緊急通行車両

道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車及び災対法第50条に規定する災害応急対策を実施するための車両をいう。

ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し災対法施行令第33条第2項に規定する標章（以下「確認標章」という。）の掲示が不要であるため、イ(ア)の規制除外車両として整理するものとする。

### イ 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの（アの車両を除く。）をいう。

なお、規制除外車両は、次に掲げる2種類に分類される。

(ア) 自動車番号標により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両  
（例：自衛隊車両、大型貨物自動車、事業用自動車等）

(イ) (ア)以外の車両

## 2 交通規制の具体的な流れ

### (1) 基本方針

大規模災害発生時には、被災地域への車両の流入抑制を行うため、被害状況の把握と必要な交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずるものとする。

大規模災害発生時の交通規制は、基本的には次の(2)から(4)までのとおり実施するが、例えば、大型貨物自動車は(3)の第一局面から交通規制の対象としないこととして通行を認めることや、被災地域から流出する避難車両についても同様に通行を認めることが適当な場合もあり得ること、緊急交通路

の交通量、道路の復旧状況等に応じて交通規制が長期・過剰とならないよう  
随時見直すべきことなどに留意し、臨機応変に実施するものとする。

(2) 初動対応

ア 交通情報の収集

災害の規模、被害状況等に加え、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報  
についても迅速かつ正確な情報収集に努めること。

特に、緊急交通路に予定されている道路の状況について、橋梁部を中心に、  
通行に支障がないか優先的に確認すること。

道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現  
場の警察官の指示により、歩行者や車両の安全を確保しつつ、道路管理者と  
の緊密な連携の下、迅速に道路状況を確認するなど道路情報の収集を行うこ  
と。

イ 緊急交通路の指定等に係る連絡・調整

交通情報の収集と併せて、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制  
の実施に向け、緊急交通路の指定や検問体制に係る都道府県警察（以下  
「関係都道府県警察」という。）及び道路管理者との連絡・調整を開始する  
こと（なお、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施の際は、隣  
接し又は近接する公安委員会は災対法第76条第2項の規定により交通規制の  
内容等を広報しなければならないため、通行禁止等の交通規制を実施した公  
安委員会は、災対法施行令第32条第3項の規定に基づき関係公安委員会にそ  
の内容を速やかに通知することとされている。）。

被害が広範にわたり、複数の都道府県をまたぐ緊急交通路を指定する必要  
が生じた場合などは、警察庁が被災地及びその周辺の状況に関する情報を集  
約した上で、都道府県警察及び道路管理者との連絡・調整を行うこととなる。

なお、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施前においても、  
交通規制を実施した警察と管轄区域が隣接し又は近接する警察（以下「周辺  
都道府県警察」という。）等と緊密に連絡・調整を行いながら、警察署長に  
よる交通規制又は現場の警察官の指示によって迅速に被災区域への車両の流  
入抑制を図ること。

また、本県警察が周辺都道府県警察となった場合においても、関係都道府  
県警察と緊密に連絡・調整を行いながら、高速自動車国道又は自動車専用道  
路が緊急交通路に指定されると見込まれる場合には、インターチェンジ等か  
らの車両の流入を制限すること。

(3) 第一局面（大規模災害発生直後）

ア 交通規制の内容

災対法第76条第1項の規定に基づき、原則として、上記1(2)アの緊急通行車両、上記1(2)イ(ア)の規制除外車両のうち自衛隊車両等であって特別の自動車番号標を有しているもの並びに上記1(2)イ(イ)の規制除外車両のうち人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要なもの(第4に定める事前届出の対象とするもの)以外の車両について、緊急交通路の通行を禁止すること。

なお、大規模災害発生直後においては正確な被害状況の把握は困難であることから、緊急交通路として交通規制を実施する区間については、まずは広範囲を指定した上で、道路の交通容量(復旧状況)、交通量等に応じて適宜縮小する方が混乱が少ないことに留意すること。

#### イ 広報

交通部交通規制課長(以下「交通規制課長」という。)は、全国で一斉に効果的な広報を行うことができるよう事前に広報案文や発表時間について警察庁との連絡・調整を行った上で、交通規制開始日時、緊急交通路の範囲、確認標章の掲示のない一般車両の通行は全て禁止されること等について広報すること。

なお、道路の損壊状況、緊急交通路の指定の必要性、う回路の情報も積極的に提供し、交通規制に関する県民の理解を得るよう努めること。

#### ウ 交通規制の方法

交通規制は、災対法第施行令第32条第1項の規定により、災対法施行規則別記様式第2号の標示(以下「標示」という。)を設置して行うこととされているため、同標示を有効活用した交通規制を行うとともに、緊急を要するため標示を設置するいとまがないときなどは、現場の警察官の指示による交通規制を行うこと。

#### エ う回路対策

う回路の設定・誘導については、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で、必要に応じて交通要点に警察官等を配置して行うこと。

なお、信号機の倒壊や停電による滅灯等がある場合は、速やかにその状況を把握し、警察官等の配置、信号機電源付加装置による電源の回復又は一時停止の交通規制の実施等で対応すること。

#### (4) 第二局面(交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面)

緊急交通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から、更に上記1(2)イ(イ)の規制除外車両を除外すること。

また、交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等について一律に除外するなど、順次、遅延なく交通規制の対象を縮小すること。

なお、これら規制除外車両の範囲の拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁において調整することとなっていることに留意すること。

### 3 広域緊急援助隊（交通部隊）の運用等

広域緊急援助隊（交通部隊）（栃木県警察災害派遣隊設置要綱の制定について（平成24年10月24日付け栃備二第3号ほか例規通達）に規定するものをいう。以下同じ。）の主たる任務が緊急交通路の確保であることに鑑み、交通規制担当者と広域緊急援助隊（交通部隊）の事務担当者との連携を密にして、交通部隊の編成等が迅速に行われるようにすること。

### 4 強制排除措置

災対法第76条の3第1項の規定による措置命令及び同条第2項に規定する当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる権限については、積極的な行使に努めるとともに、警察官が自ら措置をとったときはその措置の状況を記録し、所属長を経由して交通規制課長に報告すること。

## 第3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

### 1 緊急通行車両の事前届出

交通規制課長、交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「交通規制課長等」という。）は、知事部局と連絡を取りつつ、災害応急対策活動を円滑に推進するため、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）に係る事前届出を実施すること。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等は、上記第2の1(2)アに記載のとおり、交通規制の対象から除外し、確認標章を交付しないことから、事前届出の対象としないこと。

### 2 事前届出の対象とする車両

緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、災対法施行令第32条の2に規定されており、次のいずれにも該当する場合には、事前届出を受理すること。

- (1) 大規模災害発生時において、災対法第2条第8号に規定する防災基本計画、同条第9号に規定する防災業務計画、同条第10号に規定する地域防災計画等に基づき同法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次のア～ケに掲げる事項について行うものとされている。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

- (2) 災対法第2条第3号に規定する指定行政機関の長、同条第4号に規定する指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、同条第5号に規定する指定公共機関及び同条第6号に規定する指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

なお、指定(地方)公共機関には、営利企業、業界団体であっても、大規模災害発生時に災害応急対策を実施する運送会社、インフラストラクチャー関連企業等が含まれることに留意すること。

### 3 緊急通行車両の事前届出に関する手続

#### (1) 事前届出の概要

##### ア 事前届出を行う者

事前届出を行う者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者(代行者を含む。)とする。

##### イ 事前届出先

交通部交通規制課(以下「交通規制課」という。)及び当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署(ただし、高速道路交通警察隊は、道路管理者又は道路管理者と協定を結んでいる業者からの届出に限る。)を受付窓口とし、交通規制課を経由して公安委員会に事前届出を行うこととする。

##### ウ 事前届出の際に必要な書類

車検証の提示並びに輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類(当該書類がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等)及び緊急通行車両等事前届出書(別記様式第1号)2通の提出を求め

るものとする。

(2) 届出済証の交付等

ア 届出済証の交付

交通規制課長等は、事前届出を受理したときは、その内容を審査し、事前届出を受けた車両が緊急通行車両に該当すると認めるときは、緊急通行車両等事前届出済証（別記様式第1号。以下「届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 届出済証の再交付

交通規制課長等は、届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、紛失し、汚損若しくは破損した旨の申出があったときは、届出済証の再交付を行うものとし、この場合、届出済証に「再」と朱書きの上、再交付するものとする。

ウ 届出済証の返還

交通規制課長等は、事前届出が行われた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両としての必要性がなくなったと認めるときは、速やかに届出済証を返還させるものとする。

エ 事前届出の処理経過

交通規制課長等は、緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）（別記様式第2号）を備え付け、事前届出の受理、届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

4 事前届出車両の確認

- (1) 交通規制課長等は、事前届出を行った者から緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うこと。
- (2) 交通規制課長等は、緊急通行車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている届出済証を提示させるとともに、災対法施行規則別記様式第4号の証明書（以下「証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手続を行うこと。
- (3) 届出済証による緊急通行車両であることの確認は、交通規制課、警察署及び交通検問所において行うことができるものとする。
- (4) 交通規制課長等は、緊急通行車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び証明書を交付し、緊急通行車両等確認証明書発行簿（別記様式第3号）に必要事項を記載して、経過を明らかにしておくこと。
- (5) 確認標章の有効期限は、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切

に設定することとなるが、警察庁が別途指示する場合を除き、発行の翌日から起算して1か月後の日とする。

- (6) 交通規制課長等は、事前に十分な枚数の確認標章及び証明書を準備しておくこと。

#### 5 事前届出車両以外の車両に係る確認

- (1) 届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において緊急通行車両であることの確認を行うものとする。
- (2) 内閣府に設置される非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が災害応急対策のために使用することを依頼した車両の情報については、当該ホームページ等の掲載状況を参照することとし、掲載がない車両については、指定行政機関等による要請書の写し等を提出させるとともに、証明書に必要事項を記載させることにより手続を行うこと。
- (3) 上記第3の4(4)及び(5)の規定は、事前届出車両以外の車両に係る確認標章及び証明書について準用する。

#### 6 指定行政機関等に対する指導等

- (1) 指定行政機関等に対する指導

交通規制課長は、指定行政機関等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領届出済証の再交付及び返還の手続、届出済証の自動車検査証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

- (2) 知事部局との調整

交通規制課長は、事前届出の受理及び届出済証の交付を受けた者から申出があった場合の取扱い等について、知事部局と必要な調整を図るものとする。

### 第4 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

#### 1 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

交通規制課長等は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施するものとする。

なお、規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではないことに留意すること。

また、規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約等により、大規模災害発生時において災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両として取り扱われることになる（なお、事前届出車両として取り扱うためには、改めて緊急通行車両としての事前届出を行う必要がある。）ことにも留意すること。



## 2 事前届出の対象とする車両

交通規制課長等は、次のいずれかに該当する車両であって、緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- (1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品・医療機器・医療用資機材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

## 3 規制除外車両の事前届出に関する手続

### (1) 事前届出の概要

#### ア 事前届出を行う者及び事前届出先

上記第3の3(1)ア及びイの規定は、規制除外車両の事前届出に準用する。

#### イ 事前届出の際に必要な書類

次の書類の提示を受けるとともに、規制除外車両事前届出書（別記様式第4号）2通の提出を求めるものとする。

#### (ア) 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両

車検証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類

#### (イ) 医薬品・医療機器・医療用資機材等を輸送する車両

車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療用資機材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

#### (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの。）

#### (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの。）

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。）

### (2) 除外届出済証の交付等

#### ア 除外届出済証の交付

交通規制課長等は、事前届出を受理したときは、規制除外車両事前届出済証（別記様式第4号。以下「除外届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

#### イ 緊急通行車両に係る届出済証の交付等に関する規定の準用

上記第3の3(2)イ及びウの規定は、除外届出済証の交付等の手続に準用する。

この場合において、第3の3(2)イ及びウ中「届出済証」とあるのは「除外届出済証」と、「緊急通行車両」とあるのは「規制除外車両」と読み替えるものとする。

#### ウ 事前届出の処理

交通規制課長等は、規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）（別記様式第5号）を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

#### 4 事前届出車両の確認

(1) 交通規制課長等は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、規制除外車両確認証明書（別記様式第6号。以下「除外証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。

(2) 交通規制課長等は、規制除外車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び除外証明書を交付し、規制除外車両確認証明書発行簿（別記様式第7号）に必要事項を記載して、経過を明らかにしておくこと。

確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、警察庁が別途指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

また、交通規制課長等は、事前に十分な枚数の除外証明書を備えておくこと。

(3) 上記第3の4(1)及び(3)の規定は規制除外車両であることの確認について、上記第3の6(1)の規定は規制除外車両の事前届出をした者に対する指導について準用する。

#### 5 事前届出車両以外の車両に係る確認

第一局面においては、事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し、規制除外車両であることの確認を行う。

第二局面においては、次に掲げる車両等を規制除外車両とすることを検討し、順次、規制除外車両の範囲を拡大するものとする。

なお、これら規制除外車両の範囲の拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁において調整することとなっていることに留意すること。

(1) 燃料を輸送する車両（タンクローリー）

車検証等により車両の形状を確認する。

(2) 路線バス・高速バス

車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送事業者で、乗車定員が11人以上であることを確認する。

(3) 霊柩車

車検証等により車両の形状を確認する。

(4) 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

車検証等で事業用（緑ナンバー）の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、例えば、次の物資等を輸送することを確認する。

ア 医薬品、医薬機器、医療用資材等

イ 食料品、日用品等の消費財

ウ 建築用資材

エ 金融機関の現金

オ 家畜の飼料

カ 新聞、新聞用ロール紙

第5 地震法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い

1 地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出

交通規制課長等は、知事部局と連絡を取りつつ、地震防災応急対策活動の円滑な推進に資するため、大規模地震対策特別措置法施行令（以下「地震法施行令」という。）第12条第1項の規定に基づく緊急輸送を行う車両（以下「緊急輸送車両」という。）であることの確認について事前届出を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

2 事前届出の対象とする車両

交通規制課長等が行う緊急輸送車両であることの確認の対象となる車両は、地震法施行令第12条第1項に基づき、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

(1) 警戒宣言（大規模地震対策特別措置法（以下「地震法」という。）第2条第13号に規定するものをいう。）発令時において、地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。

なお、同項では、地震防災応急対策は次のア〜クに掲げる事項について行うものとされている。

- ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
  - イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
  - エ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
  - オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
  - カ 緊急輸送の確保に関する事項
  - キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
  - ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (2) 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

### 3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

上記第3の3、4（(5)を除く。）、5(1)及び6の規定は、地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出及び緊急輸送車両であることの確認等に準用する。この場合において、当該規定中「緊急通行車両」とあるのは、「緊急輸送車両」と、第3の3(1)中「緊急通行」とあるのは、「緊急輸送」と、第3の4(2)中「災対法施行規則別記様式第4号の緊急通行車両確認証明書」とあるのは、「地震法施行規則別記様式第7の緊急輸送車両確認証明書」と、5の(2)中「災害応急対策」とあるのは、「地震防災応急対策」と読み替えるものとする。

### 4 地震法の規定に基づく緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱い

緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、地震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として、届出済証の交付を受けている車両とみなすものとする。

## 第6 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

### 1 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

交通規制課長等は、知事部局と連絡を取りつつ、緊急事態応急対策活動の円

滑な推進に資するため、原子力災害対策特別措置法施行令第8条第2項において災対法施行令第33条第1項の規定を読み替えて適用することによる緊急通行車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

## 2 事前届出の対象とする車両

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、「緊急事態応急対策に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、緊急事態応急対策は次のア〜クに掲げる事項について行うものとされている。

- ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- カ 緊急輸送の確保に関する事項
- キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ク その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

- (2) 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

## 3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

上記第3の3、4、5の(1)、(3)及び6の規定は、原災法の規定による緊急通行車両の事前届出及び緊急通行車両であることの確認等に準用する。この場

合において、第3の5(2)中「災害応急対策」とあるのは、「緊急事態応急対策」と読み替えるものとする。

#### 4 原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

上記第4の規定は、原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。この場合において、第4の1中「災害応急対策」とあるのは、「緊急事態応急対策」と読み替えるものとする。

### 第7 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

#### 1 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

交通規制課長等は、知事部局と連絡を取りつつ、国民の保護のための措置の円滑な推進に資するため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）第39条において災対法施行令第33条第1項の規定の例によることによる緊急通行車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

#### 2 事前届出の対象とする車両

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、「国民の保護のための措置に従事する者又は国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送その他の国民の保護のための措置を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本指針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき、次のア～カに掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両であること。

ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

イ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

エ 輸送及び通信に関する措置

オ 国民の生活の安定に関する措置

カ 被害の復旧に関する措置

- (2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

### 3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

上記第3の3、4、5の(1)、(3)及び6の規定は、国民保護法の規定による緊急通行車両の事前届出及び緊急通行車両であることの確認等に準用する。この場合において、第3の5(2)中「災害応急対策」とあるのは、「国民の保護のための措置」と読み替えるものとする。

### 4 国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

上記第4の規定は、国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。この場合において、第4の1中「災害応急対策」とあるのは、「国民の保護のための措置」と読み替えるものとする。

## 第8 その他

交通規制課長は、緊急通行車両等の事前届出に関する手続、事前届出車両の確認手続及び事前届出車両以外の車両の確認手続等について、地方防災会議、栃木県警察のホームページ等を通じて関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとする。